

神奈川県肝疾患診療ネットワーク実施要領

(目的)

第1条 本要領は、神奈川県肝疾患診療ネットワーク事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、肝疾患診療連携拠点病院（以下「肝疾患医療センター」という。）及び肝臓専門医療機関の指定等にあって必要な事項を定める。

(肝疾患医療センターの指定)

第2条 肝疾患医療センターの指定を受けようとする医療機関は、指定を受けようとする前々年度の5月末日までに肝疾患診療連携拠点病院（肝疾患医療センター）指定申請書（様式第1号）により、県に申請するものとする。

2 県は、医療機関からの申請に基づき、実施要綱第4条より、肝疾患医療センターとして指定する場合は、肝疾患診療連携拠点病院指定書（様式第2号）を交付する。

(肝疾患医療センターの定期報告)

第3条 県は、肝疾患医療センターの指定要件の充足状況を確認するため、肝疾患医療センターの管理者から毎年報告を求めるものとする。

2 県は、前項の報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、現地調査を行うことができる。

3 前号に基づく現地調査結果について、必要があると認めるときは、神奈川県肝炎対策協議会の意見を聴取した上で、是正勧告を行うことができる。

(肝臓専門医療機関の指定)

第4条 肝臓専門医療機関の指定を受けようとする医療機関は肝臓専門医療機関指定申請書（様式第3号）により、県に申請するものとする。

2 県は、医療機関からの申請に基づき、実施要綱第3条により、肝臓専門医療機関として指定する場合は、肝臓専門医療機関指定書（様式第4号）を交付するものとする。

(指定書の再交付)

第5条 指定書の交付を受けた肝臓専門医療機関が指定書を紛失した場合は、肝臓専門医療機関指定書紛失届（様式第5号）により申請する。

2 上記の申請を受け付けたときは、指定書を再発行し、交付するものとする。

(肝臓専門医療機関の指定事項の変更)

第6条 肝臓専門医療機関は、申請事項に変更があった場合には、変更の内容や変更理由等を肝臓専門医療機関変更届（様式第6号）に記載し、速やかに県に提出するものとする。

(肝臓専門医療機関の指定取消)

第7条 肝臓専門医療機関は、指定要件を喪失した場合には、速やかに肝臓専門医療機関辞退届（様式第7号）を県に提出するものとする。県は届出に基づき医療機関名を台帳から削除する。

(肝臓専門医療機関の定期報告)

第8条 県は、肝臓専門医療機関の指定要件を確認するため、次に定めるところにより、肝臓専門医療機関の管理者から報告を求めるものとする。

- (1) 県は、2年に1回、当該年の10月1日現在の肝臓専門医療機関に関する情報について報告を求めるものとする。
- (2) 県は、前項の報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該肝臓専門医療機関の管理者に対し、第5条から第7条に規定する手続きを行うよう求めるものとする。

(その他)

第9条 肝疾患診療ネットワークの運営にあたっては、この要領に定めるもののほか、神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課長が別に定める。

附 則

- 1 本要領は、平成30年2月7日より適用する。
- 2 神奈川県肝臓専門医療機関指定要領は廃止する。

附 則

本要領は、平成30年4月1日より適用する。

附 則

本要領は、平成31年4月26日より適用する。